

## 単品スライド条項運用基準

平成 20 年 7 月 28 日 管理者決裁

平成 20 年 10 月 15 日 一部改正

平成 21 年 2 月 20 日 一部改正

令和元年 10 月 1 日 一部改正

令和 4 年 7 月 20 日 一部改正

令和 4 年 12 月 27 日 一部改正

令和 8 年 7 月 22 日 一部改正

札幌市交通局建設工事請負契約約款第 26 条第 5 項の規定に基づく請負代金額の変更(以下「単品スライド条項」という。)の手續について、次のとおり定める。

### 1 単品スライド適用の対象

#### (1) 主要な工事材料

ア 鋼材類（H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼 2 次製品、ガードレール、スクラップ等。ただし、非鉄金属を含まない。）

イ 燃料油（軽油、ガソリン、混合油、重油、灯油）

ウ 鋼材類及び燃料油以外で、原油価格の高騰等の特別な要因により、価格が著しく変動したと認められるもののうち、対象品目とされた主要な工事材料（以下「その他対象品目」という。）。ただし、加工品・機器類については、当該対象品目の価格の急激な変動を客観的に判断できる資材に限るものとし、また対象品目のくくり（同一対象品目類とみなす範囲）については、発注者及び受注者が協議して定める。

※ 運用の詳細については国土交通省の単品スライド条項運用マニュアルを準用する。

#### (2) 対象工事

残工期が 2 月以上ある工事

### 2 適用となる「主要な工事材料」

(1) 1 (1)の「主要な工事材料」のうち単品スライドによる変更額（以下「ス

ライド額」という。)の算定の対象となるものは、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が、「請負代金額(税込み)」の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = |M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}|$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = |M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}|$$

$$\text{変動額}_{\text{材料}} = |M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}|$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}、M_{\text{油}}^{\text{当初}}、M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 110/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}、M_{\text{油}}^{\text{変更}}、M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 110/100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}、M_{\text{油}}^{\text{当初}}、M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$ ：価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他対象品目の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}、M_{\text{油}}^{\text{変更}}、M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ ：価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他対象品目の金額

$p$ ：設計時点における各材料の単価

$p'$ ：4の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

$D$ ：5の規定に基づき各材料について算定した対象数量

$k$ ：落札率

- (2) (1)の「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来形部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

ただし、請負代金額の部分払のための既済部分検査に合格した旨の約款第38条第3項に規定する通知の書面において、7の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライドの適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

### 3 スライド額の算定

- (1) 実勢価格を使用する場合(原則)

スライド額の算定は、2の規定により当該工事の算定の対象とされた各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{減額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$S_{\text{増額}}$ ：スライド額(受注者からの増額請求による算定(以下「増額スライド」という。))の場合)

$S_{\text{減額}}$ ：スライド額（受注者からの減額請求による算定（以下「減額スライド」という。）の場合）

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{当初}}$ 、 $M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$ 、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ ：2(1)に同じ

$P$ ：2に規定する請負代金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(2) 実際に購入した際の代金額を使用する場合

ア 増額スライド以外の場合

(ア) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額が、(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(イ) (ア)で算定した実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、6(1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

イ 減額スライドの場合

実際の購入金額を示して、6(1)により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を上回り、かつ6(1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) (2)「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

ア 6の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が5に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。

イ 6の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が、5に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

ウ 燃料油に該当する各対象材料について、6 (4) の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5の対象とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4 (1) イ (i) の平均価格を乗じて得た金額。

(4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更を行うものではない。

(5)  $S \text{ 増額} \leq 0$  又は  $S \text{ 減額} \geq 0$  の場合は、受注者に対して請負代金額の変更が生じない旨を通知し、処理を終了する

#### 4 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 ( $p'$ ) は、次のア及びイ（減額スライドにあつてはウ及びエ）に定めるとおりとする。

##### 【増額スライド以外の場合】

##### ア 鋼材類及びその他対象品目

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあつては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

##### イ 燃料油

(ア) 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあつては、各購入月の実勢価格を搬入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

(イ) 各対象材料のうち、6 (4) の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても、5の対象数量とすることとしたものにあつては、(ア) の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

##### 【減額スライドの場合】

##### ウ 鋼材類及びその他対象品目

施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあつては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

##### エ 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各

月における実勢価格の平均価格とする。なお、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

- (2) (1)ア及びイ(ア)に規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、約款第 13 条第 2 項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

## 5 対象数量の算出方法

- (1) スライド額の算定の対象とする数量（D）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

ア 設計図書（営繕工事にあつては、数量書。以下同じ。）に記載された数量があるときは、当該数量

イ 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量

ウ その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの（減額変更の場合は、数量総括表に明記されていない燃料油等については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量）

- (2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、7に定めるところにより単品スライドの適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

## 6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は協議

- (1) 受注者が単品スライドの適用を請求したとき又は減額スライドにおいて発注者が算定したスライド額に対し、受注者が異議を申し立てたときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

- (2) 受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料についてこれらの事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライドの適用対象とはしないものとする。(減額スライドの場合にあっては、受注者が算定したスライド額を請求代金額の変更額とする。)
- (3) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。
- (4) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の価格(数量及び単価)購入先及び購入時期の全てを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても、5の対象数量とすることができる。

## 7 部分払時の取扱い

約款第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査による確認結果の通知を行うにあたり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者の部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライドの協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

## 8 部分引渡し

約款第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライドを適用することができない。

## 9 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライドの請求については、当該請求の際に残工期が2月以上ある場合に限り、これを行うことができる。ただし、部分引渡しを伴う工事において、指定部分に係る請求を行う場合は、指定部分の残工期の2月以上前に請求を行わなければならない。

- (2) (1)に規定する請求があったとき又は請求を行ったときは、約款第 26 条第 8 項の規定に基づき、受注者の意見を聞いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から 4 5 日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日又は請求を行った日から 7 日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) 単品スライドの契約変更については、工期の末に行うものとする。
- (4) スライド額の算定後、受注者にスライド額を通知し、約款第 2 6 条第 7 項の規定に基づく協議（以下「スライド協議」という。）を開始する。スライド協議時においては、必要に応じて積算に用いた資料等を活用して、変更内容の説明を行うものとする。
- (5) スライド協議開始日から 14 日以内に受注者から異存がある旨の申し出がなかった場合は、スライド協議が成立したものとみなし、工事担当部は速やかに契約担当部へ変更契約の原議を提出すること。
- (6) スライド協議開始日から 14 日以内であっても、受注者の合意が得られれば、工事担当部は原議を契約担当部へ提出し、変更契約の手続を依頼することができる。
- (7) 増額スライドの場合であって、協議成立前に受注者から請求の取下げがあった場合は、工事担当部は速やかに契約担当部へその旨を報告すること。
- (8) この運用基準に定めのないものについては、「工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用について」（令和 4 年 6 月 17 日付け国会公契第 6 号、国官技第 74 号、国営管第 111 号、国営計第 56 号、国港総第 197 号、国港技第 23 号、国空予管第 275 号、国空空技第 102 号、国空交企第 55 号、国北予第 23 号）、「工事請負契約書第 26 条第 5 項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」、「工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（営繕工事版）」及び国土交通省作成の「スライド条項に関する FAQ（単品スライドの運用改定等を含む）」を準用することができるものとする。

#### 1 0 全体スライド条項又はインフレスライド条項と併用する場合の特則

約款第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）又は約款第 26 条第 6 項の規定（以下「インフレスライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、2（1）中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項又はインフレスライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における各材料の単価」とあるのは「設計時点における各材料の単価（約款第 26 条第 3 項の基準の日又は

インフレスライド条項の適用により請負代金額を変更するうえで定める基準の日（以下「基準日」という。）以降については、当該基準日における単価」と、3（1）中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から約款第26条第3項の変動後残工事代金額又はインフレスライド条項の適用により請負代金額を変更するうえで算出した変動後残工事代金額を控除した額（基準日以降については、0とする。）」とする。

#### 1 1 手続に係るフロー及び様式

- (1) 単品スライド実施フロー …別紙1のとおり
- (2) 単品スライド運用手順 …別紙2のとおり

（事務処理フロー及び様式）

※（2）については、増額スライドの場合を想定したものである。

減額スライドの必要が生じた場合については、(2)や9(8)に掲げる規程等を準用し事務処理を行うこととする。

#### 附 則

- 1 この運用基準は、平成20年7月28日から施行し、当分の間、適用する。
- 2 工期の末日が平成20年9月1日以降で、平成20年9月30日以前である工事に係る9(1)の規定の適用については、「当該工事の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ平成20年7月30日まで」とする。

#### 附 則

- 1 この運用基準は、平成20年10月15日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの運用基準の施行日以降で、かつ、単品スライド条項の適用の対象となる主要材料が、その他対象品目である場合は、9(1)の規定の適用については、「当該工事の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ平成20年10月20日まで」とする。

#### 附 則

- 1 この運用基準は、平成21年2月20日から施行し、適用する。
- 2 工期の末日がこの運用基準の施行日以降で、かつ、平成21年3月31日以前である減額スライドに係る工事の9(1)の規定の適用については、「当該工



事の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が２月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ平成 21 年 2 月 25 日まで」とする。

附 則

- 1 この運用基準は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この運用基準は、令和 4 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この運用基準は、令和 4 年 12 月 27 日から施行し、令和 4 年 7 月 20 日から適用する。

附 則

- 1 この運用基準は、令和 8 年 7 月 22 日から施行する。